

令和5年度申請（6年度事業）

共同募金配分〈地域配分〉申請の手引き

（NPO・ボランティア活動
及び当事者団体活動等支援配分 編）



邑楽町共同募金委員会

〒370-0603 邑楽町中野 1341-1

邑楽町社会福祉協議会内

TEL 0276-88-2408/FAX 0276-88-7620

〈ご案内〉

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、邑楽町共同募金委員会で行う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596/FAX:027-255-6214

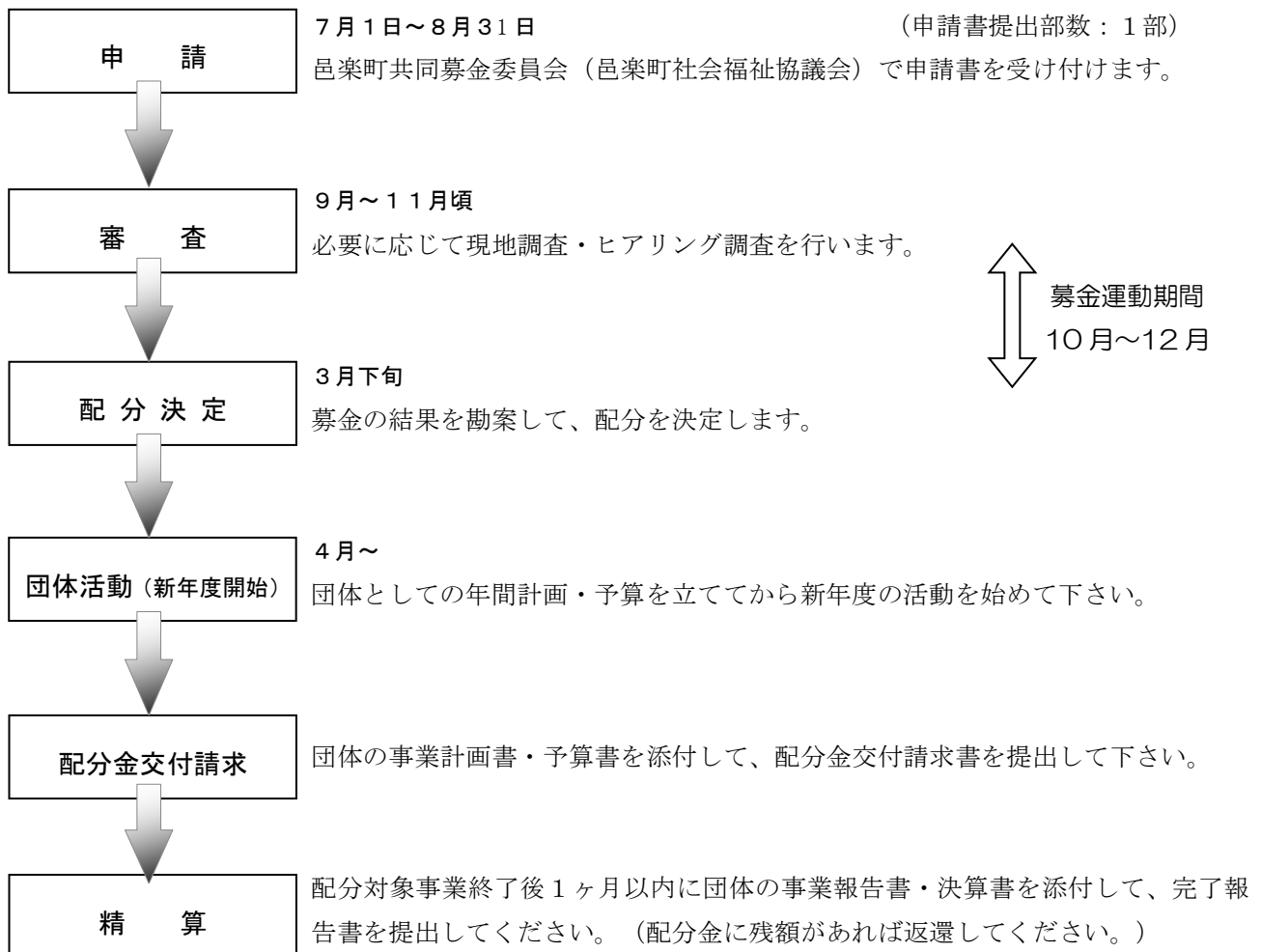
令和5年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き

(NPO・ボランティア活動及び当事者団体活動等支援配分 編)
令和5年度共同募金は令和6年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金地域配分基準**」を遵守してください。

I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、主に邑楽町域内で活動する次の法人・団体です。
特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める法人・団体
これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象団体

福祉活動を目的として設立された団体で、主に邑楽町域内で活動するもの。
特定非営利活動法人、任意団体、その他本会が必要と認める法人・団体

2 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の間睦のみを目的とした団体等の活動費

3 配分限度額

配分上限額は1団体あたり5万円とする。（配分額は千円単位）

4 留意事項

- (1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。
- (2) 地域福祉活動計画に沿った事業など、邑楽町内を見渡しながろニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (3) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

1 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議して下さい。

- ・一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみるここと。
- ・また、配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にすること。

2 配分申請書の作成

- ①「配分金を必要とする理由」欄：1で話し合った理由をまとめ、記述する。
- ②「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容について、活動目的とともに具体的に記述する。
- ③ 添付書類を用意する。
 - ・会則のコピー
 - ・令和4年度の団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は9月末日までに）
 - ・令和5年度の団体の事業計画書・予算書
 - ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

3 申請方法

- ① 受付窓口：邑楽町支会（邑楽町社会福祉協議会）
- ② 受付期間：令和5年7月1日～8月31日（郵送可、期間内に提出のこと）

同封の申請書用紙をご活用ください。

また、邑楽町社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://oura-syakyu.jimdo.com/>